

# 苫小牧市第3期障害福祉計画

平成 24 年 2 月  
苫 小 牧 市



## 目 次

第1章 第3期障害福祉計画の策定にあたって	02
第1節 計画策定の概要	02
1 計画策定の趣旨と法的根拠	02
2 計画の期間	03
3 計画の位置づけ	03
第2節 計画策定の背景	04
1 障がい者を取り巻く状況	04
2 サービスの体系	05
第3節 サービスの利用状況	06
1 訪問系サービス	06
2 日中活動系サービス	06
3 居住系サービス	07
4 地域生活支援事業	08
第2章 計画の基本的な考え方	09
第1節 基本理念	09
第2節 基本方針	09
第3節 平成26年度の数値目標	10
第3章 障害福祉サービス必要量の見込み	12
第1節 障害福祉サービス体系	12
第2節 訪問系サービス	13
第3節 日中活動系サービス	14
第4節 居住系サービス	16
第5節 計画相談支援・地域相談支援（地域移行・地域定着）	17
第6節 地域生活支援事業	18
第4章 計画の推進	23
第5章 計画策定の経緯について	24

# 第1章 第3期障害福祉計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の概要

### 1 計画策定の趣旨と法的根拠

本市では、障害者基本法に市町村基本計画に関する規定が設けられたことを踏まえ、平成8年度に「苫小牧市障害者福祉計画」を、平成18年度に「ともに創るやさしい苫小牧―自立を応援する福祉のまちづくり―」を基本理念とした後継計画である「苫小牧市障害者計画」を策定し、すべての市民が自らの意思や主体性の下に自立した生活を送れるよう、障がい者施策を進めてきております。

この間、平成15年4月には支援費制度が導入され、行政が障害福祉サービスを決定する仕組み（措置制度）から利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接契約する仕組みへと替わり、障がい者の地域生活を支える社会的な環境整備が前進しました。

しかし、その一方で、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差などの問題が顕在化するとともに、制度運営の将来にわたる持続可能性が懸念されております。

こうした状況を受けて、障がい福祉施策のあり方そのものを見直し、障害福祉サービスの一元化や障がい者がより働ける社会づくりなどを柱として、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。障害福祉計画は、同法第88条を策定根拠として、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、サービスの確保と提供基盤の整備、障がい者の就労支援の強化等に関する計画的な取組について明らかにするものです。

第1期及び第2期の障害福祉計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障がい者の生活支援の基盤整備に係る部分について各年度におけるサービス量等を見込むとともに、各施設・事業が障害者自立支援法に基づく運営体系への移行を完了する平成23年度までの目標値を明らかにすることで、必要なサービスが提供されるよう努めてきました。

第3期障害福祉計画では、前計画の実施状況や地域のニーズを踏まえ、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、サービスの基盤整備への取組を推進するため、上位計画である「苫小牧市障害者計画」との整合を図りながら策定することとします。

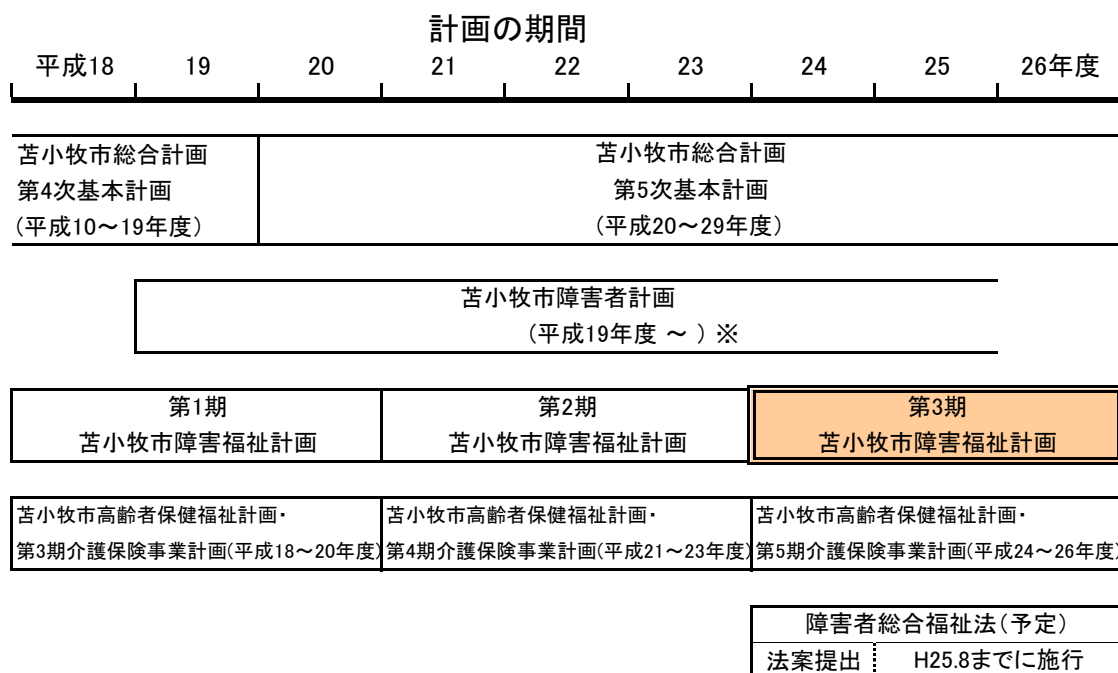
なお、本計画は、国の定めた基本的な指針に基づき、平成26年度を目標とするものですが、計画期間の途中において、障害者自立支援法に替わる新たな法制（障害者総合福祉法）が制定された場合には計画見直しとなる可能性があります。こうしたことも踏まえ、計画策定に当たっての基本的な考え方は、第2期計画での考え方を継承するものとしします。

#### 「障がい」の表記方法について

本計画の中では、法令、条例、規則、要綱等で規定されている用語、制度・事業の名称や団体・施設名等の固有名詞、医学・学術用語等の専門用語として漢字で表記されている場合を除いて、「害」の漢字をひらがな表記としております。

## 2 計画の期間

本計画は、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間として策定します。

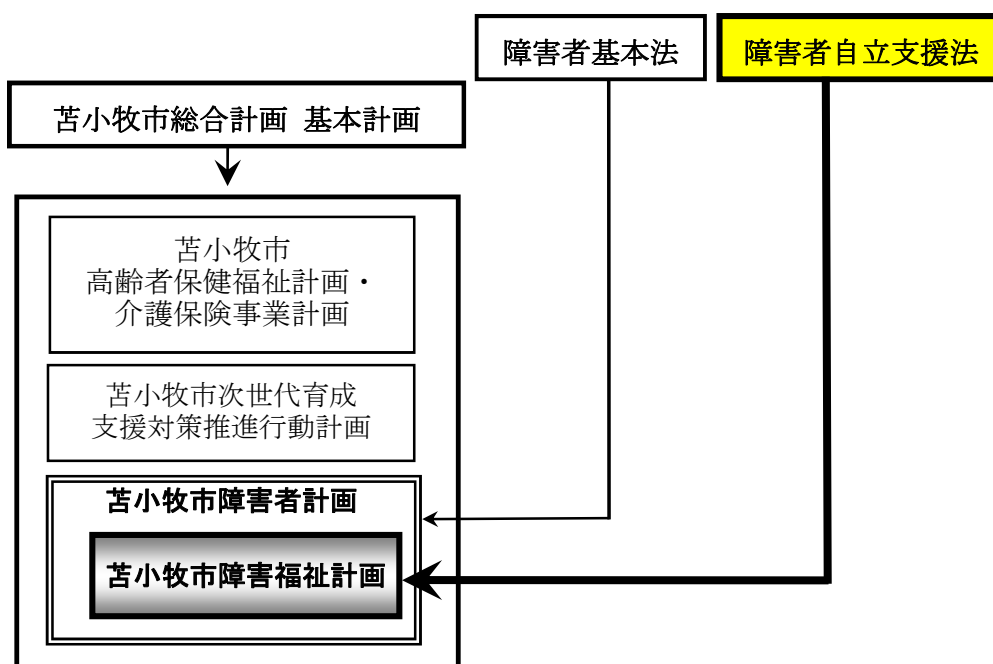


※ 障害者基本法改正に基づく国・北海道の次期計画が示された後に新計画を策定します。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、第1期計画及び第2期計画と同様「障害者基本計画」に基づき、平成18年度に併せて策定した「苦小牧市障害者計画」で定める施策・事業のうち、生活を支援するサービス、就労を支援するサービスの「実施計画」として策定します。

### 上位・関連計画等



## 第2節 計画策定の背景

### 1 障がい者を取り巻く状況

#### (1) 障がい者数の増加・障がいの重度化

全国の障がい者数は、身体障がい者が約366万人（厚生労働省、平成18年「身体障害児・者実態調査」等）、知的障がい者が約55万人（厚生労働省、平成17年「知的障害児・者基礎調査」等）、精神障がい者が約323万人（厚生労働省、平成20年「患者調査」）と推定されています。それぞれ前回調査と比較すると、身体障がい者数は約14万人（平成13年：約352万人）、知的障がい者数は9万人（平成12年：約46万人）、精神障がい者数は20万人（平成17年：約303万人）増加しています。

今後も、高齢化などによる障がい者数の増加、障がいの重度化が見込まれます。加えて、これまで身体障がい、知的障がい、精神障がいという3つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障がいのある方々に対する支援の必要性が高まり、これまで以上に障がい者施策の充実が求められています。

#### (2) 障がい者の自立意識の強まり

障がい者が社会的に保護される立場から、“チャレンジド”として積極的な生き方を求める傾向が一層強まり、社会の対等な構成員として人権が尊重されるとともに、自己選択と自己決定により社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会づくりが求められています。その一方で、働く意欲のある障がい者が必ずしも働けていないなど、障がい者が地域で自立した生活を営むための環境は、まだ十分とはいえない状況です。

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりが求められます。

#### (3) ノーマライゼーション理念の浸透

ノーマライゼーションの理念に賛同する声が多数を占めるようになってはいますが、日中、障がい者が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会が実現しているとはいえない現状です。その結果、障がい者に対する差別・偏見は市民社会に根強く残っています。ノーマライゼーションの理念実現に向け、施設入所から日中活動系サービス、グループホーム・ケアホームなどの居住系サービスへの移行を進め、障害者自立支援法が目指す、障がい者の地域生活への移行を促進することが求められています。

#### (4) 障がい者制度改革の状況

障がい者制度改革については、平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年6月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この閣議決定により、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法の制定に向けて検討が行われており、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成25年8月までの施行を目指すこととされています。

## 2 サービスの体系

区分	障害福祉サービス		地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居宅介護(ホームヘルプ)</li> <li>●同行援護</li> <li>●行動援護</li> <li>●重度訪問介護</li> <li>●重度障害者等包括支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援</li> <li>●日常生活用具の給付等</li> <li>●コミュニケーション支援</li> <li>●移動支援</li> <li>●地域活動支援センター</li> <li>●その他必要な事業</li> </ul>
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活介護</li> <li>●療養介護</li> <li>●短期入所(ショートステイ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立訓練(機能訓練)</li> <li>●自立訓練(生活訓練)</li> <li>●就労移行支援</li> <li>●就労継続支援A型</li> <li>●就労継続支援B型</li> </ul>	
居住系	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同生活介護(ケアホーム)</li> <li>●施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同生活援助(グループホーム)</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画相談支援・地域相談支援(地域移行・地域定着)</li> <li>●自立支援医療</li> <li>●補装具</li> </ul>		

※ 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成23年度までは障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」は、平成24年度からは、児童福祉法に基づく障害児通所支援である「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として実施されることとなります。

### 障害程度区分と利用できる介護給付サービス

※網掛け部分が対象者

サービス名	障害程度区分						
	非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)						
	行動援護〈注1〉						
	同行援護〈注2〉	◆	◆				
	重度訪問介護〈注3〉						
	重度障害者等包括支援〈注4〉						
日中活動系	短期入所(ショートステイ)						
	生活介護		■				
	療養介護					▲	●
居住系	施設入所支援				■		
	共同生活介護(ケアホーム)						

<注1>: 障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が10点以上の人

<注2>: 同行援護は、障害程度区分の認定のほかにアセスメント票に基づいた調査も必要です。

<注3>: 二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目の「歩行・移乗・排尿・排便がいずれもできる」以外の人

<注4>: 重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要な人、最重度知的障害がある人、または障害程度区分の認定調査項目の行動関連項目の合計点が15点以上の人

<■>: 50歳以上の人は利用可

<◆>: 身体介護無の方

<▲>: 筋ジストロフィー患者または重症心身障害の人

<●>: 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人

### 第3節 サービスの利用状況

#### 1 訪問系サービス

##### (1) 利用状況（月平均）

サービス名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込量)	26年度 (見込量)	単位
居宅介護 (ホームヘルプ)	計画	1,313	1,468	1,660	1,883	2,034	2,225	3,960	時間
	実績	1,223	1,500	1,730	2,158	2,435	2,949		時間
重度訪問介護	計画	204	219	235	251	269	288	288	時間
	実績	310	206	262	230	160	155		時間
行動援護	計画	0	60	75	96	107	117	380	時間
	実績	0	0	0	1	17	2		時間
同行援護 ※	計画							351	時間
	実績						209		時間
重度障害者等 包括支援	計画	0	136	146	167	180	192	192	時間
	実績	0	0	0	0	0	0		時間

※ 同行援護は、法改正により平成23年10月から開始したサービスです。

##### (2) サービス利用状況と課題

訪問系サービスについては、時間数・利用者数が増加傾向で推移しており、今後、ヘルパーの確保及び人材育成により、需要に対応できるサービス提供体制の確保が必要となります。

また、行動援護や重度障害者等包括支援、平成23年10月から創設された同行援護は、今後の利用者ニーズを見極めながら、サービス提供の基盤整備など適切な対応が求められます。

#### 2 日中活動系サービス

##### (1) 利用状況（月平均）

サービス名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込量)	26年度 (見込量)	単位
生活介護	計画	440	1,848	3,256	1,496	2,816	7,436	10,450	人日
		20	84	148	68	128	338	475	人
	実績	269	335	631	1,260	2,816	8,093		人日
		21	25	40	74	121	415		人
自立訓練 (機能訓練)	計画	0	44	88	88	154	242	132	人日
		0	2	4	4	7	11	6	人
	実績	0	11	45	54	0	23		人日
		0	1	2	3	0	1		人
自立訓練 (生活訓練)	計画	0	220	440	330	550	1,056	1,056	人日
		0	10	20	15	25	48	48	人
	実績	0	52	137	189	241	689		人日
		0	3	8	15	26	34		人
就労移行支援	計画	0	352	704	1,320	1,540	1,892	2,200	人日
		0	16	32	60	70	86	100	人
	実績	83	649	798	755	613	615		人日
		4	37	53	54	43	41		人
就労継続支援 (A型)	計画	0	176	352	440	660	902	2,310	人日
		0	8	16	20	30	41	105	人
	実績	0	21	108	358	566	720		人日
		0	1	8	28	33	45		人



サービス名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込量)	26年度 (見込量)	単位
就労継続支援 (B型)	計画	1,540	2,992	3,916	4,950	5,720	6,490	9,460	人日
		70	136	178	225	260	295	430	人
	実績	1,180	2,005	2,960	3,109	3,714	5,569		人日
		64	123	200	211	251	364		人
療養介護	計画				30	30	30	1,050	人日
		0	1	1	1	1	1	35	人
	実績	0	0	0	0	0	0		人日
		0	0	0	0	0	0		人
児童デイサービス	計画	608	651	697	746	798	854	960	人日
					248	266	284	320	人
	実績	771	702	649	637	639	667		人日
		224	221	226	237	264	250		人
短期入所 (ショートステイ)	計画	145	155	166	178	190	203	261	人日
					20	22	23	29	人
	実績	107	152	151	221	175	191		人日
		12	18	16	22	20	21		人

## (2) サービス利用状況と課題

日中活動系サービスについては、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、児童デイサービス、短期入所のサービスは、概ね計画どおりで推移しております。自立訓練（機能訓練）、療養介護については、対象者が少ないことによる実績となっております。生活介護、就労継続支援B型のサービスは、法施行時の経過措置終了により、計画を上回る実績が見込まれます。就労移行支援については、利用期間が一旦終了したことによる実績の減少となっております。

今後は、地域移行に伴う利用者ニーズに対応するサービスの確保・充実が必要と考えます。また、療養介護については、制度改正により18歳以上の障害児施設入所者をこのサービスで決定することとなるため、今後の実績として見込まれます。

## 3 居住系サービス

### (1) 利用状況（月平均値）

サービス名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込量)	26年度 (見込量)	単位
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	計画	80	97	114	106	136	171	240	人
	実績	72	75	87	97	105	149		人
施設入所支援	計画	7	64	122	60	120	294	275	人
	実績	8	14	32	55	104	259		人

### (2) サービス利用状況と課題

居住系サービスについては、各サービスとも年々実績が伸びております。今後は、法施行時の経過措置終了により、施設入所支援については定員は落ち着いていくものと予想します。また地域生活への移行に伴い、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の整備が必要となり、基盤強化を図ることが求められます。

4 地域生活支援事業  
(1) 利用状況(月平均値)

サービス名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込量)	26年度 (見込量)	
1 相談支援事業									
①相談支援事業									
ア 相談支援事業	計画	有	有	有	有	有	有	継続実施	
	実績	有	有	有	有	有	有		
イ 地域自立支援協議会	計画	有	有	有	有	有	有	継続実施	
	実績	無	無	有	有	有	有		
②市町村相談支援 機能強化事業	計画	無	無	有	有	有	有	継続実施	
	実績	無	無	有	有	有	有		
③住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	計画	無	無	有	有	有	有	継続実施	
	実績	無	無	有	有	有	有		
④成年後見制度 利用支援事業	計画	有	有	有	有	有	有	継続実施	
	実績	有	有	有	有	有	有		
2 コミュニケーション 支援事業		計画	26人	28人	30人	32人	34人	36人	50人
		実績	25人	27人	24人	49人	41人	45人	
3 日常生活用具給付等事業									
① 介護・訓練支援用具	計画	15件	30件	30件	34件	37件	40件	10件	
	実績	5件	7件	10件	6件	9件	10件		
② 自立生活支援用具	計画	21件	42件	42件	47件	51件	55件	60件	
	実績	17件	54件	54件	43件	39件	58件		
③ 在宅療養等支援用具	計画	9件	18件	18件	21件	23件	25件	30件	
	実績	9件	22件	22件	23件	26件	16件		
④ 情報・意思疎通 支援用具	計画	32件	64件	64件	71件	77件	83件	40件	
	実績	19件	35件	40件	25件	62件	30件		
⑤ 排泄管理支援用具	計画	1,050件	2,663件	2,663件	2,908件	3,154件	3,400件	3,350件	
	実績	1,095件	2,762件	2,800件	2,887件	3,093件	3,248件		
⑥ 居宅生活動作 補助用具(住宅改修費)	計画	3件	6件	6件	7件	8件	9件	10件	
	実績	3件	6件	6件	9件	10件	9件		
4 移動支援事業		計画	13箇所 65人 1,549H	13箇所 65人 3,098H	13箇所 65人 3,098H	13箇所 65人 4,128H	13箇所 75人 4,404H	13箇所 85人 4,680H	20箇所 125人 5,500H
		実績	10箇所 43人 1,650H	13箇所 48人 4,010H	12箇所 47人 3,854H	15箇所 77人 4,027H	13箇所 106人 4,404H	16箇所 115人 4,390H	
5 地域活動支援センター									
①基礎的事業	計画	6箇所 114人	5箇所 98人	5箇所 98人	5箇所 98人	5箇所 98人	5箇所 98人	3箇所 70人	
	実績	6箇所 108人	5箇所 102人	4箇所 88人	4箇所 73人	3箇所 70人	3箇所 70人		
②機能強化事業	計画	4箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	2箇所	
	実績	4箇所	3箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所		
6 その他の事業									
日中一時支援事業	計画	13人	13人	13人	49人	51人	53人	58人	
	実績	11人	16人	18人	42人	46人	40人		
移動入浴車派遣事業	計画	61回	62回	63回	63回	64回	65回	67回	
	実績	31回	53回	44回	45回	49回	56回		
更生訓練費給付事業	計画	14人	15人	16人	17人	18人	19人	5人	
	実績	13人	10人	11人	5人	4人	3人		
自動車運転免許取得費・ 改造費補助	計画	10件	10件	10件	11件	13件	15件	15件	
	実績	3件	4件	6件	8件	8件	10件		

(2) サービス利用状況と課題

相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業については、実績値としては概ね計画どおりに推移しておりますが、相談支援や地域活動支援センターでは相談件数は年々増加しており、利用者のニーズの多さがうかがえます。今後は、相談支援機能強化事業の推進、指定相談支援事業者との連携を進めるほか、利用者の多様なニーズに応える事業の展開を図ることが求められます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

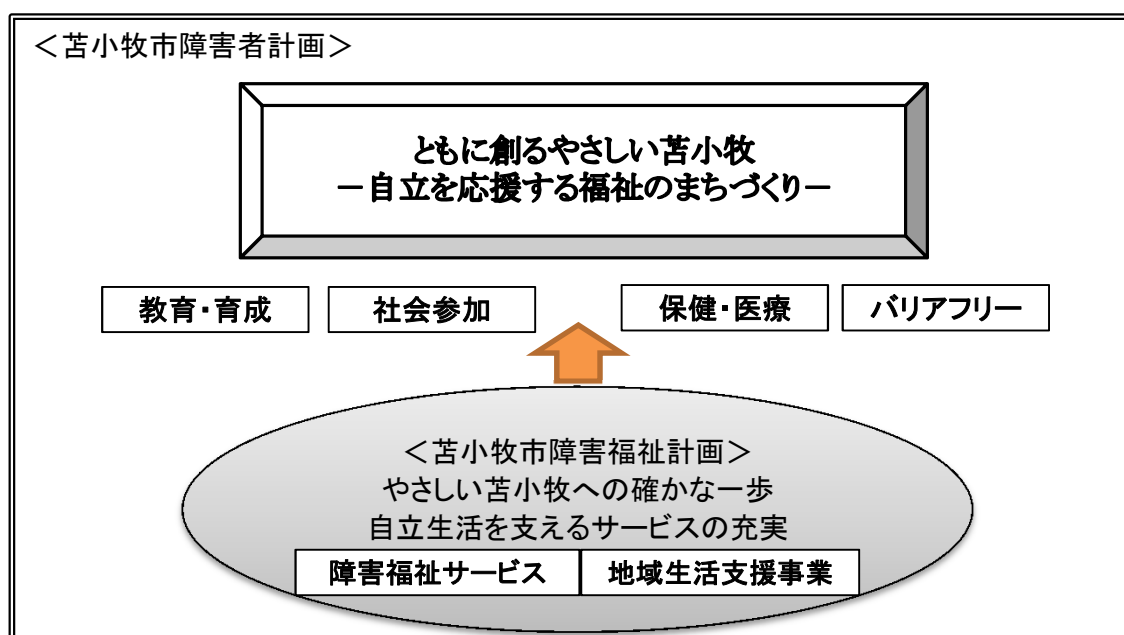
### 第1節 基本理念

#### やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実

本市では平成19年度から、「ともに創るやさしい苦小牧～自立を応援する福祉のまちづくり～」を基本理念として掲げた「苦小牧市障害者計画」に基づいて、人も街もやさしいまち、障がいがあっても安心して自立した暮らしができるまちの実現に向けた取組を、市民一人ひとり・地域団体・事業者などの参画により進めています。

地域での自立した生活に必要とされる良質で多様なサービスを提供することは、人も街もやさしいまち、障がいがあっても安心して自立した暮らしができる“やさしい苦小牧”実現に向けての確かな一歩になります。

本計画の基本理念を「やさしい苦小牧への確かな一歩 自立生活を支えるサービスの充実」とし、市民・事業者等と連携しながら、計画的に良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。



### 第2節 基本方針

#### (1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がい者が自ら選んだ場所で必要な福祉サービスを受けながら自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

#### (2) 様々な障がいに対する支援

障害者自立支援法の施行以来、身体障がい、知的障がい、精神障がいや発達障がいの種別にかかわらず、一元的に実施できるようになった障がい者に対する支援の実施を更に進めていきます。

#### (3) サービス体制の充実

地域生活移行や就労移行の一層の促進、障がい者のニーズに即した障害福祉サービスを受けられるようサービス提供基盤の充実を図るとともに、良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

### 第3節 平成26年度の数値目標

施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行を計画的に進めるための平成26年度の数値目標は以下のとおりです。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行の目標値

##### ○国の基本指針

- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを目指す。
- ・平成26年度末時点の施設入所者数を平成17年10月1日時点と比較して、1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

##### ○北海道の目指す方向

- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が平成26年度末時点で地域生活へ移行するとともに、平成26年度末時点の施設入所者数が平成17年10月1日時点の入所者数から17%以上減少することを目標とする。

##### ○苫小牧市の目標値

項目	数値	考え方
入所者数(A)	342人	平成17年10月1日時点の数
平成26年度末の入所者数(B)	275人	平成26年度の利用人員見込
入所者削減見込目標値(C)	67人	差引削減見込数(A-B)
削減率	19.6%	(C/A)
地域生活移行目標値(D)	103人	(C)を含めて、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行を目指す者
地域生活移行率	30.1%	(D/A)

#### (2) 福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値

##### ○国の基本指針

- ・平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業所を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

##### ○北海道の目指す方向

- ・平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、市町村の目標値を勘案し、目標とする。
- ・平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業所を利用すること、及び平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)を利用することを目指す。

○苦小牧市の目標値

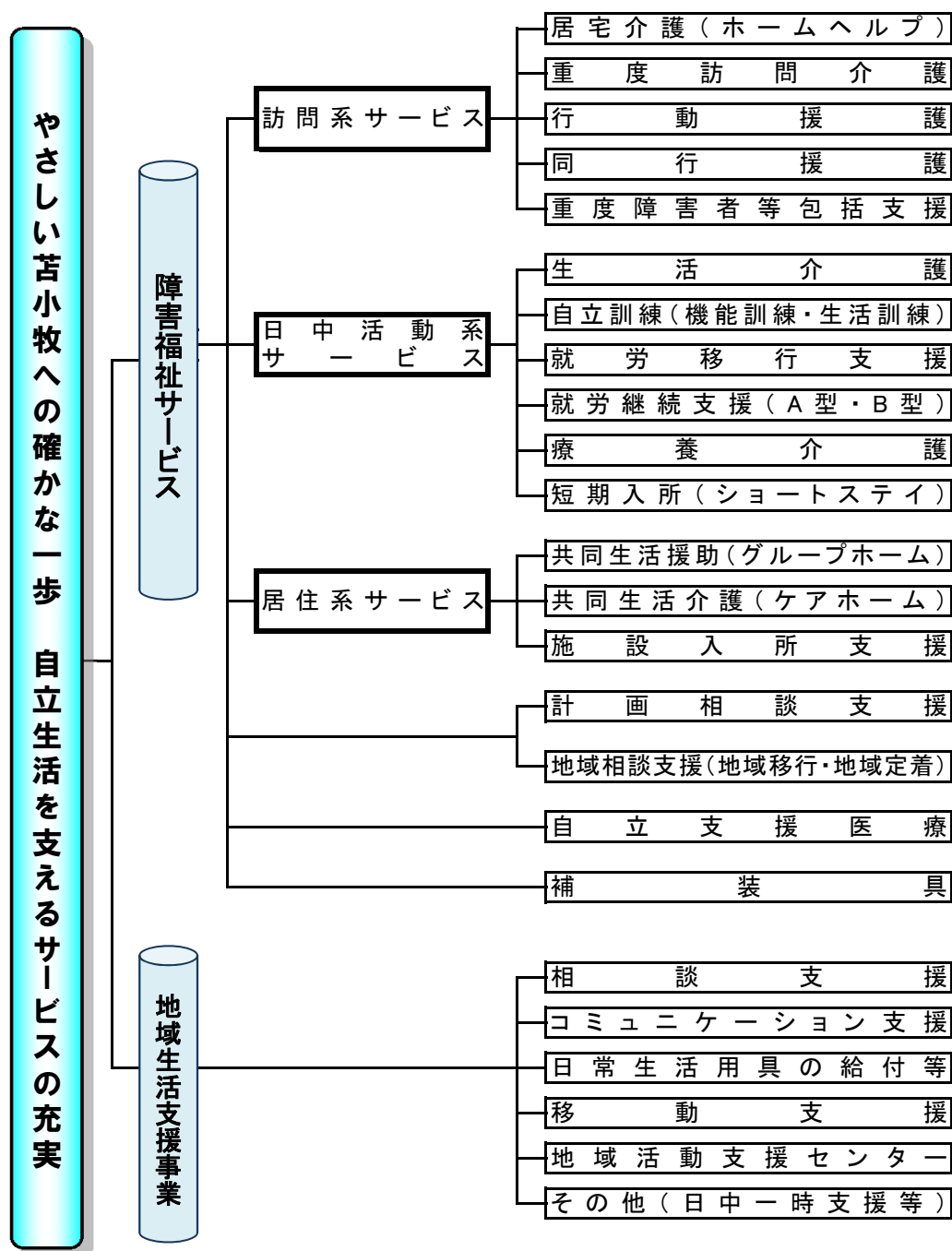
項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数	8人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数【目標値】	22人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
福祉施設を利用する人数(平成26年度)(A)	1,164人	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)の平成26年度見込利用者数
就労移行支援を利用している人数【目標値】(B)	100人	就労移行支援の平成26年度見込利用者数
割合(%)	8.6%	(B/A)
就労継続支援(A型)及び(B型)利用者数(平成26年度)(A)	535人	就労継続支援A型及びB型の平成26年度見込利用者数
就労継続支援(A型)を利用している人数【目標値】(B)	105人	就労継続支援A型の平成26年度見込利用者数
割合(%)	19.6%	(B/A)

※第1期及び第2期苦小牧市障害福祉計画における「退院可能精神障害者の地域生活への移行の目標値」については、従来の患者調査に基づく数値では客観的な分析・評価が困難なことから、別の客観的指標が必要との国の考え方に基づき、市町村の障害福祉計画では目標値を定めず、都道府県の障害福祉計画において適切な目標値を定めることとなりました。

# 第3章 障害福祉サービス必要量の見込み

## 第1節 障害福祉サービス体系

「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の2つの柱で、障がい者への総合的な支援を実施します。「障害福祉サービス」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などのサービスです。サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分け、必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みです。「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするサービスです。



### 【この計画におけるサービス見込量について】

この計画で掲げたサービス見込量は、計画策定時点で把握できた本市や北海道の各種データ等を利用して算出したものです。今後の不確定な要素があることから、あくまでも見込みであり、将来のサービス提供量の確定値ではありませんが、目標に向けて取り組んでいくものです。

## 第2節 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

### 1 サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	介護給付	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
同行援護	介護給付	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人を対象に、居宅介護(ホームヘルプ)などの複数のサービスを組み合わせることで包括的に支援を行います。

### 2 サービスの見込量 (月平均値)

サービス名	24年度	25年度	26年度	単位
居宅介護 (ホームヘルプ)	3,300	3,630	3,960	時間
	200	220	240	人
重度訪問介護	288	288	288	時間
	5	5	5	人
行動援護	300	340	380	時間
	15	17	19	人
同行援護	238	292	351	時間
	41	45	49	人
重度障害者等包括支援	192	192	192	時間
	2	2	2	人

### 3 サービス見込量の確保策

地域生活への移行を推進する観点から増加が見込まれる訪問系サービスについては、需要に応じたサービス量の確保のため、事業者によるヘルパー等の担い手の育成や、介護保険制度におけるサービス提供事業者に対し新規参入を働きかけるとともに、地域自立支援協議会を通じニーズを把握するなど提供体制の充実に努めてまいります。

### 第3節 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

#### 1 サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
生活介護	介護給付	常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	訓練等給付	地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
就労移行支援	訓練等給付	一般就労等を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援A型	訓練等給付	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援B型	訓練等給付	一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
療養介護	介護給付	病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	介護給付	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 2 サービスの見込量(月平均値)

サービス名	24年度	25年度	26年度	単位
生活介護	9,570	10,010	10,450	人日
	435	455	475	人
自立訓練(機能訓練)	132	132	132	人日
	6	6	6	人
自立訓練(生活訓練)	1,056	1,056	1,056	人日
	48	48	48	人
就労移行支援	1,320	1,760	2,200	人日
	60	80	100	人
就労継続支援A型	1,430	1,870	2,310	人日
	65	85	105	人
就労継続支援B型	8,580	9,020	9,460	人日
	390	410	430	人
療養介護	1,050	1,050	1,050	人日
	35	35	35	人
短期入所(ショートステイ)	225	243	261	人日
	25	27	29	人



<参考：旧児童デイサービス>

サービス名	24年度	25年度	26年度	単位
児童発達支援・放課後等デイサービス	870	915	960	人日
	290	305	320	人

### 3 サービス見込量の確保策

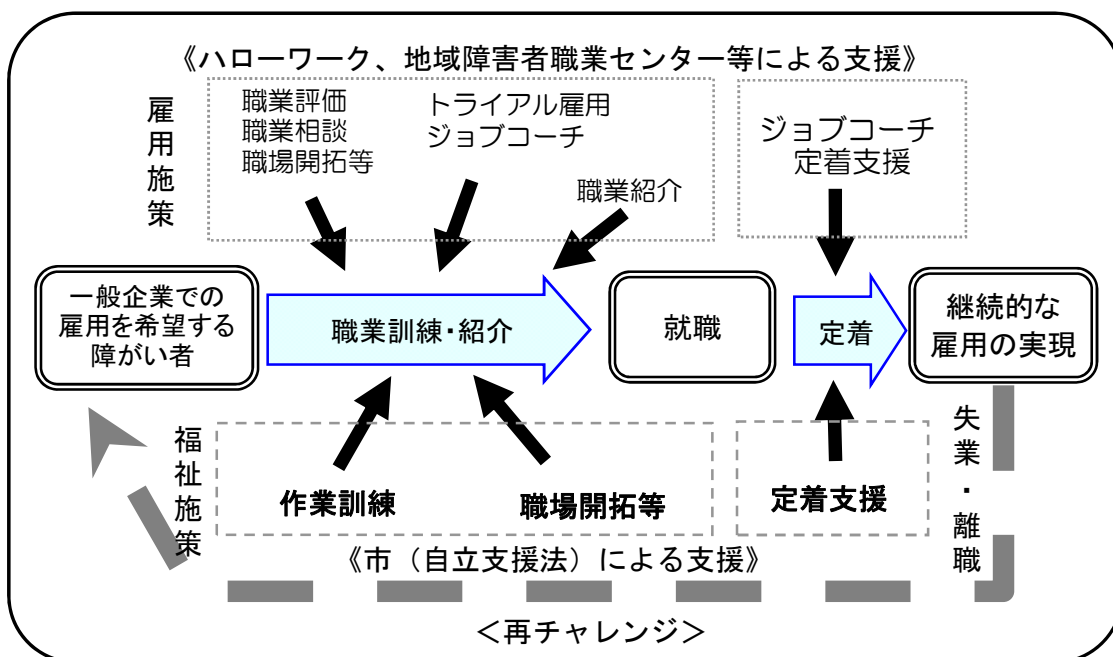
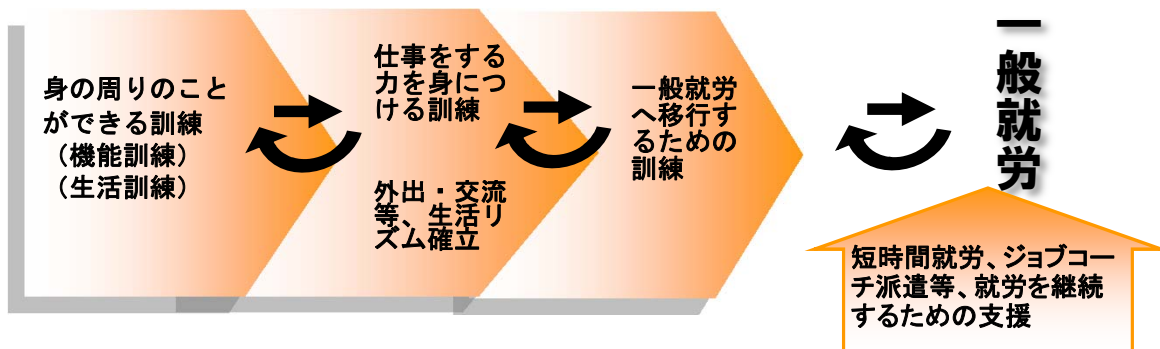
生活介護や自立訓練（機能訓練・生活訓練）のサービス提供体制については、地域移行の状況や利用者ニーズの動向を把握し、事業者に対し適切な情報提供を行うことにより、サービス提供体制の充実を図ります。

就労移行支援、就労継続支援に関しては、障がい者の就労を積極的に進める観点からより一層の体制整備が必要であり、事業者の積極的な参入を図るための環境づくりや、福祉・労働・教育などの関係機関との連携強化に努めます。

また、障害者支援施設の製品を広く市民にPRし、販路拡大などの支援に努めるとともに、障害者支援施設への随意契約など、市における印刷物や清掃などの発注拡大を進めます。

障がい者等の自立と社会参加を進めるにあたって、就労は非常に重要な課題です。

本市では、就労相談員を配置し、障がい者の相談にハローワークや苫小牧心身障害者職親会などとの連携を図りながら幅広く対応するとともに、地域自立支援協議会の就労部会を通じたネットワークの活用や雇用促進事業などにより、就労支援体制の強化を図ってまいります。



## 第4節 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

### 1 サービスの種類・内容

サービス名	種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等 給付	地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護給付	地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や入浴、排せつ等の介護や相談支援を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

### 2 サービスの見込量（月平均値）

サービス名	24年度	25年度	26年度	単位
共同生活援助(グループホーム)	180	210	240	人
共同生活介護(ケアホーム)				
施設入所支援	265	270	275	人

### 3 サービス見込量の確保策

居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の計画的な整備を促進するため、北海道や圏域内の自治体、事業者との連携強化を図るとともに、公営住宅や民間賃貸住宅への入居促進のための居住サポート事業を推進してまいります。

また、北海道と連携しながら、退院可能な精神障がい者の地域移行促進に取り組み、安心して生活するための居住の場が確保されるよう努めます。

## 第5節 計画相談支援・地域相談支援（地域移行・地域定着）

相談支援は、障がい者やその支援を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、サービス提供事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成、施設・精神科病院からの地域生活移行や障がい特性による緊急事態に関する相談等を行うサービスです。

### 1 サービスの種類・内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域相談支援（地域移行）	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域相談支援（地域定着）	居宅において単身等の状況で生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行います。

### 2 サービスの見込量（月平均値）

サービス名	24年度	25年度	26年度	単位
計画相談支援	160	265	520	人
地域相談支援（地域移行）	20	20	20	人
地域相談支援（地域定着）	108	115	123	人

### 3 サービス見込量の確保策

計画相談支援については、対象者の範囲を今後3年間で段階的に拡大し、障害福祉サービスの利用者全員が対象となることが予定されているので、ニーズに対応する指定特定相談支援事業所の参入を促します。また、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援の各相談支援の担い手確保に努めます。

## 第6節 地域生活支援事業

障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を実施します。

### 1 サービスの種類・内容

#### (1) 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 相談支援における市と道の役割分担

##### 《 市 》

##### 一般的な相談支援（3障がいに対応）

- ① 障害者相談支援事業
- ② 市町村相談支援機能強化事業
- ③ 住宅入居等支援事業  
（居住サポート事業）
- ④ 成年後見制度利用支援事業

##### 《 道 》

##### 専門性の高い支援

- ・ 発達障害者支援センター運営事業
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業
- ・ 高次脳機能障害支援普及事業
- ・ 障害児等療育支援事業

##### 広域的な支援

- ・ 都道府県相談支援体制整備事業
- ・ 精神障害者退院促進支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

実施にあたっては、地域自立支援協議会を通じて、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の相談体制やネットワークの連携強化などにより事業の推進を図ります。さらに、相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターの設置について検討します。

#### ② 市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、配置している知的障がい、精神障がいの専門相談員による専門的な相談支援が必要な困難ケース等への対応を強化します。

#### ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい者または精神障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

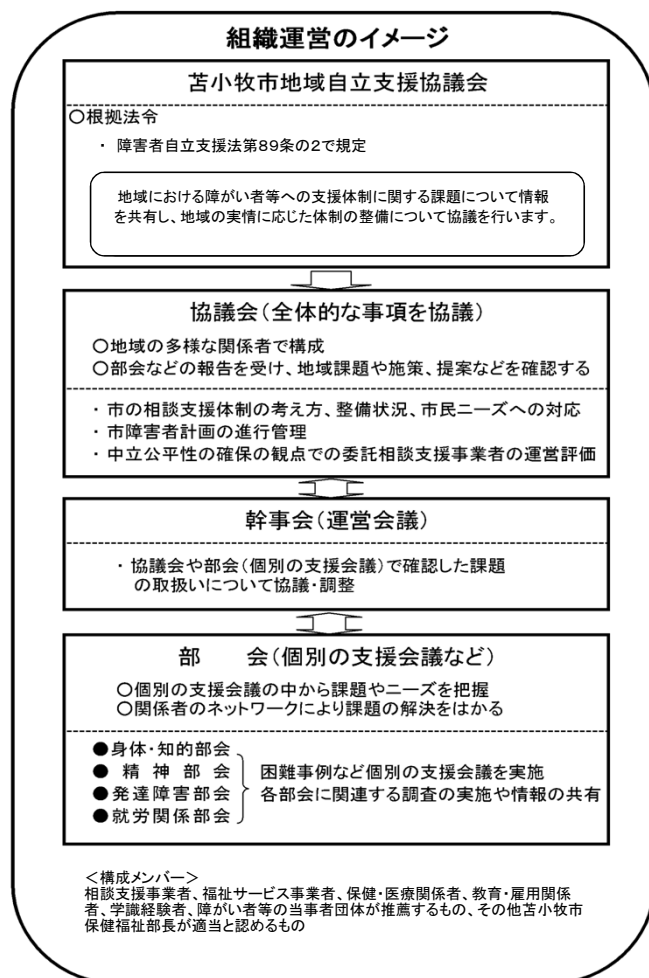
#### ④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用の支援を行います。

※地域自立支援協議会の位置づけ

障害者自立支援法第89条の2では、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し、相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことと定められています。

【 苫小牧市地域自立支援協議会 】



(2) コミュニケーション支援事業

重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するなど、日常生活の支援を行います。

(3) 日常生活用具給付事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。

種 目	品 目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児のみ）、訓練用ベッド（児のみ）
②自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報機、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
③在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計
④情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障がい者用ワードプロセッサー（共同利用）、点字図書
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具

#### （４） 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

#### （５） 地域活動支援センター事業

基礎的事業として、利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。また機能強化事業として、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。

(6) その他の事業

事業名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場の確保と障がい者等の家族の就労支援、また介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守り等の支援が必要と市が認めた障がい者等に対し、サービス提供事業所や障害者支援施設、学校の空き教室等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
移動入浴車派遣事業	重度の身体障がいのある人で、かつ寝たきりの方で、家族の手による入浴が困難な場合には、寝たきりのまま入浴できる移動入浴車を派遣します。
更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設に入所している障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費・改造費補助	障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
生活支援事業	障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進します。

## 2 サービスの見込量

サービス名	24年度	25年度	26年度	単位
<b>1 相談支援事業</b>				
①相談支援事業				
相談支援事業	有	有	有	実施の有無
基幹相談支援センター	無	無	有	実施の有無
②市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	実施の有無
③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有	有	有	実施の有無
④成年後見制度利用支援事業	3	7	10	実利用者数(人)
<b>2 コミュニケーション支援事業</b>				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	46	48	50	実利用者数(年)
②手話通訳者設置事業	1	1	1	実設置人数(年)
<b>3 日常生活用具給付等事業</b>				
①介護・訓練支援用具	10	10	10	利用件数(年)
②自立生活支援用具	60	60	60	利用件数(年)
③在宅療養等支援用具	30	30	30	利用件数(年)
④情報・意思疎通支援用具	40	40	40	利用件数(年)
⑤排泄管理支援用具	3,250	3,300	3,350	利用件数(年)
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	10	10	10	利用件数(年)
<b>4 移動支援事業</b>				
	18	19	20	箇所
	115	120	125	利用人数(年)
	4,760	5,130	5,500	延べ利用時間(年)
<b>5 地域活動支援センター</b>				
	3	3	3	箇所
	383	383	383	実利用人員(人)
	70	70	70	1日平均利用者数(人)
<b>6 その他の事業</b>				
日中一時支援事業	50	54	58	利用人数(年)
移動入浴車派遣事業	65	66	67	回(月)
更生訓練費給付事業	5	5	5	人(月)
自動車運転免許取得費・改造費補助	15	15	15	利用件数(年)

※地域生活支援事業に位置づけられていた地域自立支援協議会は、平成24年度から法定化されました。  
 苫小牧市の地域自立支援協議会は、平成20年度から設置しており、今後も継続設置の予定です。

## 3 サービス見込量の確保策

市の事業である地域生活支援事業は、障害福祉サービスと2本の柱として障がい者の自立と社会参加を総合的に支える事業であり、地域で生活する障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めてまいります。また、障害者相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとのネットワーク化を進め、重層的な相談支援体制を構築します。



## 第4章 計画の推進

### 1 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

### 2 計画の点検と評価

計画を着実に進めていくため、年度ごとにサービスの供給量や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

### 3 推進体制の整備

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・北海道の関係行政機関との連携を強化するとともに、地域自立支援協議会を通じ、保健・医療・福祉部門の関係団体や企業・公共職業安定所などの雇用関連機関、サービス提供事業者などと連携しながら計画の推進を図ります。

## 第5章 計画策定の経緯について

H23.7.13	第1回 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
H23.10.12	第2回 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
H23.10.18～H23.11.1	第3期障害福祉計画策定に係る障がい者アンケート実施
H23.11.24	第3回 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
H23.12.16～H24.1.14	苫小牧市障害者計画の計画期間の延長及び第3期苫小牧市障害福祉計画(素案)にかかるパブリックコメント実施
H24.1.18	第4回 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会
H24.1.26	障害者団体(4団体参加)説明会
H24.2.3	苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会意見書提出

### 1 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会について

#### ○苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する基づく苫小牧市障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第87条に規定する障害福祉計画を策定するに当たり、広く市民から意見を聴き、計画に反映させるため、苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他障害者福祉に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会の委員は、20人以内とし、苫小牧市障害者等相談支援事業実施要綱第5条に規定する苫小牧市地域自立支援協議会の委員及び市民のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、計画策定の日をもって満了とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長に協議するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇話会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から実施する。

< 苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会委員名簿 >

お名前	団体
大 槻 久美子	すぎな会
北 山 敦 子	あじさいの会
後 藤 睦 美	公 募
斉 藤 フミ子	NPO法人苫小牧市手をつなぐ育成会
佐 藤 嗣有子	NPO法人サポートセンターあそしえ
鈴 木 敏 昭	社会福祉法人 緑星の里 青雲
高 橋 大 輔	苫小牧公共職業安定所
丹 野 靖 彦	苫小牧市教育委員会 指導室
中 田 英 輝	苫小牧地域生活支援センター
沼 山 文 久	社会福祉法人 緑星の里 相談支援事業サポート
林 英 二 枝	苫小牧市心身障害者福祉センター
平 林 初 枝	希勇心7H
福 原 裕	苫小牧心身障害者職親会
森 岡 永 吾	社会福祉法人ビバランド 理事長
安 田 理 絵	公 募
横 山 武 三	苫小牧身体障害者福祉連合会

< 敬称略・五十音順 >

平成24年2月3日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会  
委員長 森 岡 永 吾

苫小牧市障害者計画・障害福祉計画策定等にかかる意見書

苫小牧市障害者計画の期間延長及び苫小牧市第3期障害福祉計画(素案)について、概ね適切であると考えます。なお、下記について留意の上、施策を推進されることを望みます。

記

1 教 育

- (1) 肢体不自由等の障がいのある子が市内で教育を受けられる環境を検討すること。
- (2) 特別支援学校等の教育機関と連携して、障がい者施策を進めること。

2 就労支援

- (1) 特別支援学校と連携して、卒業後の就労支援を進めること。
- (2) 就労訓練の場の確保や、ジョブコーチの普及と活用による就労支援の環境整備に努めること。
- (3) 他自治体の事例を参考として、行政の臨時職員としての雇用などを検討すること。

3 生活支援

- (1) 精神障がい者が利用できる居住の場や日中活動の場の整備について努めること。
- (2) ピアカウンセリングや地域相談支援の充実に努めること。
- (3) 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用に向けた支援体制の充実に努めること。
- (4) 障がい者が参加できるボランティア等の地域福祉活動が促進される環境を整備すること。
- (5) 移動支援事業を柔軟に利用できるよう検討すること。

4 その他

- (1) 発達障がい者のサービスの円滑な利用について配慮すること。
- (2) 市の事業発注等において、企業に障がい者の法定雇用率の遵守を条件とするよう検討すること。

以上

## 2 アンケート調査結果について

この計画を策定するにあたって本市は、平成23年9月に本市の管轄する障害者手帳所持者(65歳以下)の20%の方々に対し「苦小牧市障害福祉計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

その調査の中から現状や今後の意向などについての結果は次のとおりです。

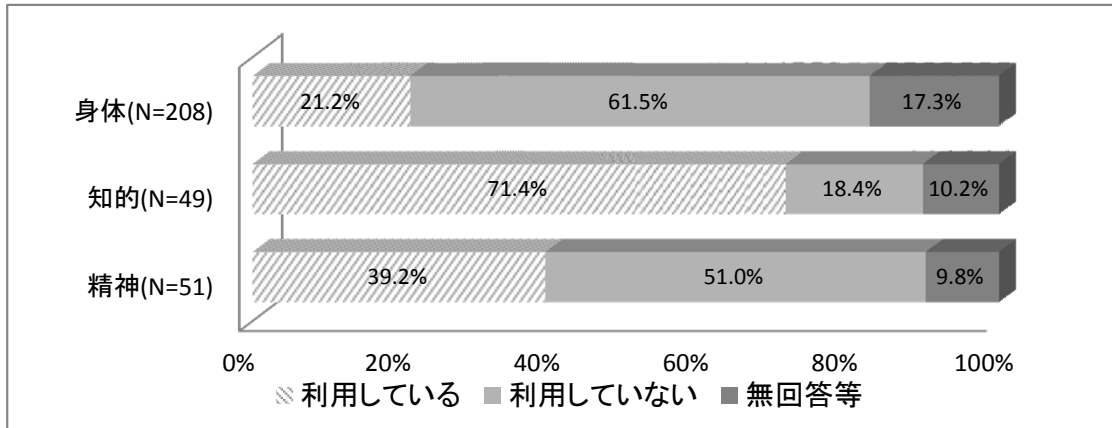
### ※アンケート調査

無作為により抽出した854人(20%)に郵送。

18歳以上(在宅・施設入所)の回収率:44.9%(送付773、回収347)、18歳未満の回収率:38.3%(送付81、回収31)

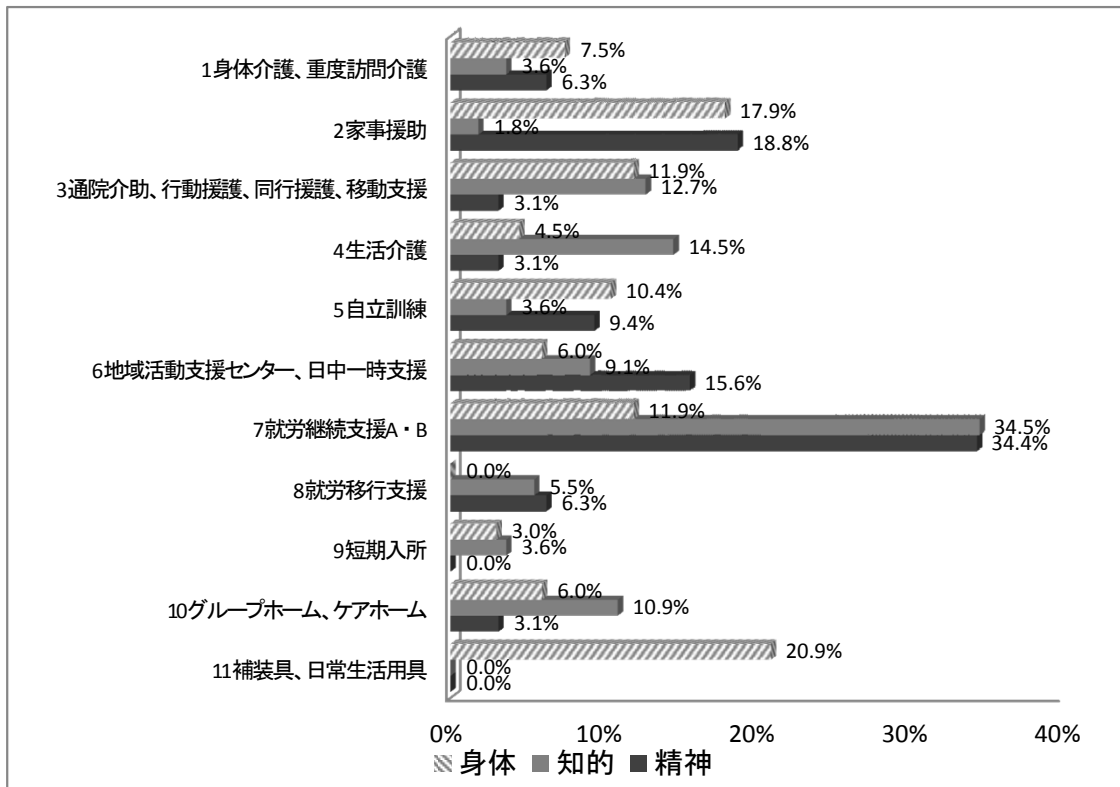
在宅:18~65歳

### ■現在障害福祉サービスを利用していますか



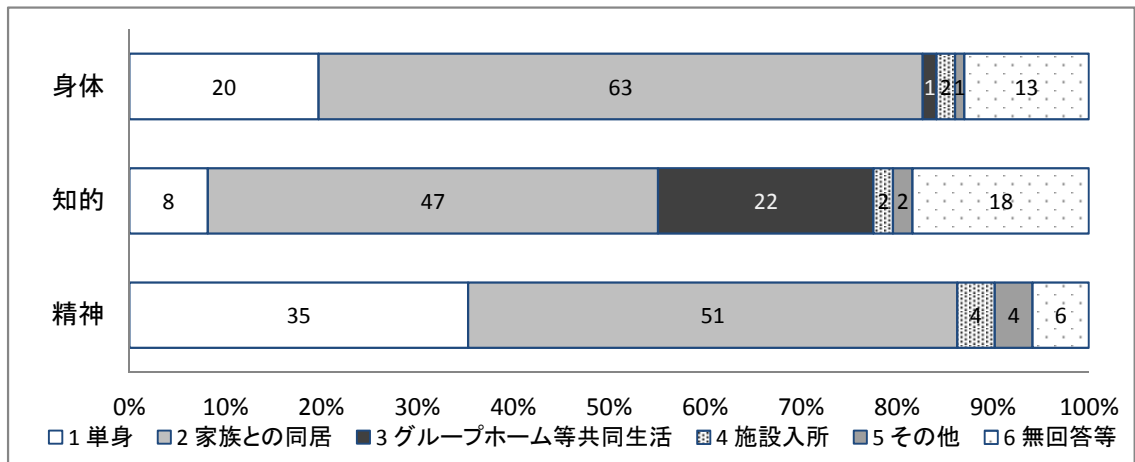
サービスの利用割合は、知的障がい者が高い。また、身体、精神ではサービスを利用していない割合が高く、今後の増加要素と考えられるとともに、制度周知等の促進が求められます。

### ■現在利用しているサービス(複数回答可)



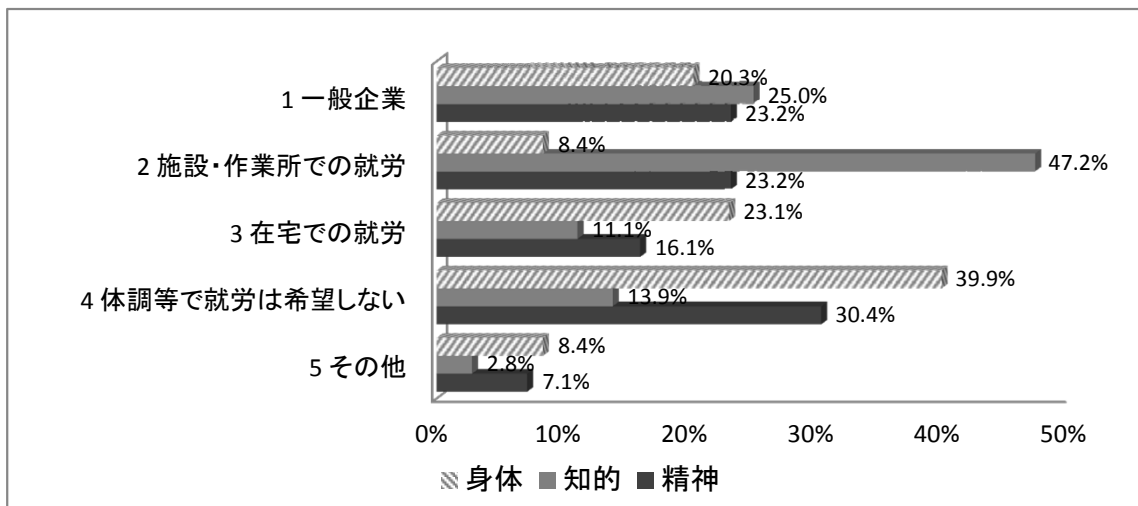
身体では、補装具、訪問系(身体介護、家事援助、通院介助等)の利用割合、知的では、就労継続支援A・B、生活介護の利用割合、精神では、就労継続支援A・B、家事援助、地域活動支援センターの利用割合が高い。

■3年後にどのような生活を希望していますか



全般的に、単身や家族等との同居を希望する割合が高い。また、知的障がい者では、グループホーム等の希望が高いのが特徴。

■3年後の就労希望について(複数回答可)



知的では、施設・作業所での就労希望割合が高い。また、身体、精神では体調等で就労を希望しない割合が高い。

在宅:18歳未満

記入者	(人)
本人	0
家族・親族	30
無回答等	1

手帳	(人)
身体障害者手帳	16
療育手帳	13
無回答等	1

生活の様態	(人)
家族・親族	23
寄宿舎	7
無回答等	1

サービスの利用状況	(人)
利用している	19
利用していない	12

3年後に利用したいサービス(複数回答)	(人)
自宅でのヘルパーによる身体介護	1
自宅でのヘルパーによる家事援助	3
通院介助、行動援護、移動支援、同行援護	9
日中の介護や創作的活動を行う場の利用	3
自立訓練	12
地域活動支援センター、日中一時支援	8
就労継続支援A・B	8
児童デイサービス	14
就労移行支援	6
短期入所	8
グループホーム・ケアホーム	2
その他	0

## 施設入所: 18～65歳

### 記入者 (人)

家族・親族	4
施設職員	20
無回答等	9

### 手帳 (人)

身体障害者手帳	11
療育手帳	15
精神保健福祉手帳	6
無回答等	1

### 入所期間 (人)

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	6
10年以上20年未満	13
20年以上30年未満	2
30年以上	2
無回答等	4

### 今後どこで生活したいですか (人)

このまま今の施設	17
今の施設とは別の施設	0
今の施設を出てグループホーム等	3
今の施設を出て家族や親戚宅	1
今の施設を出て一人暮らし	0
今の施設を出たいが不安がある	0
わからない、決められない	2
その他	4
無回答等	6

## 回答者からの声

- ・苦小牧市内に特別支援学校の設置と通学に伴う送迎を支援するサービスを望みます。
- ・障がい児を受け入れる施設やニーズに応じた訓練の場など、サービスの充実が必要と感じます。
- ・養護学校卒業後、就労できるか心配。就労が無理であれば、施設に通所できると良いと思っています。
- ・グループホームが能力的に無理な子のために、入所施設が増えることを強く望みます。
- ・知的や精神の障がい者を理解してもらえるような相談する場が欲しい。
- ・サービスの種類や手続方法が困難で分かりにくい。
- ・精神障がい者の社会復帰の支援を手厚くしてほしい。
- ・精神障がい者にも、交通費を補助して、社会活動が可能になるようにしてほしい。
- ・自閉症の人達に合った日中活動や家族を含めて暮らせる場が欲しい。
- ・入所困難な自閉症の人達に暖かい支援をしてほしい。
- ・障がいの程度や種別に応じたサービスの充実を望みます。
- ・通所にかかる送迎についての支援をお願いします。
- ・障がいに伴う医療費についての支援を望みます。
- ・一般企業で健常者と同じ条件で働いており、今後も変わらず働いていこうと思っています。
- ・現状では、サービスを使わなければならない程困っていませんが、必要性を感じたら相談したいと思います。

### 3 第3期苫小牧市障害福祉計画（素案）のパブリックコメント実施について

- (1) 提出期間 平成23年12月16日から平成24年1月14日まで(30日間)
- (2) 資料の閲覧場所 市ホームページ、市役所本庁舎、勇払・のぞみ出張所、駅前証明取扱所、各コミセン(3か所)、植苗ファミリーセンター、市民活動センター
- (3) 意見提出方法 市役所本庁舎へ持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法による
- (4) 結果  
・意見提出者数 1人  
・意見提出件数 3件

#### (5) 内容

##### <項目>

(第3章第2節) 障害福祉サービス必要量の見込みー訪問系サービス

##### <お寄せいただいた御意見の趣旨>

「行動援護」のサービス提供事業所がほとんどなく、これまで当該サービスを利用できずにいる。サービス提供事業所の基盤整備が早急に必要であるので、地域自立支援協議会を通じた事業所への積極的かつ具体的な取組を行うこと等により、当該サービスの提供可能事業所を増やしてほしい。

##### <御意見に関する市の考え方>

「行動援護」のサービス提供に係る現状については、御指摘のとおりと認識しているところであります。対応策として、第3章第2節「3. サービス見込量の確保策」に記載のとおり、事業者によるヘルパー等の担い手の育成や、介護保険制度におけるサービス提供事業者への新規参入の働きかけを行うとともに、御意見にもあります地域自立支援協議会を通じたサービス提供可能事業所の増加促進に取り組み、サービス見込量の確保に努めていきたいと考えております。

##### <項目>

(第3章第3節) 障害福祉サービス必要量の見込みー日中活動系サービス

##### <お寄せいただいた御意見の趣旨>

これまで地域で活動してきた団体が、将来、障がい者のための作業所として公的支援を受ける団体となる場合に、計画数値の修正、変更等を含めた必要な対策や、弾力的な取扱いを検討してほしい。

##### <御意見に関する市の考え方>

障がい者の日中活動を支援する場の増加は、障がい者の自立と社会参加を推進する上で重要な要素であると認識しております。第3期障害福祉計画の計画期間中に当該支援する場の増加があった場合は、その利用状況実績として活動を把握するほか、必要に応じて計画数値の修正等を行う考えであります。

##### <項目>

(第3章第3節ー参考) 障害福祉サービス必要量の見込みー参考：旧児童デイサービス

##### <お寄せいただいた御意見の趣旨>

学齢期の児童デイサービスについて、平成24年4月の法改正後もこれまでのサービス内容が縮小されることなく、地域のニーズをしっかりと捉え、利用定員数や利用時間の拡大などを検討してほしい。

##### <御意見に関する市の考え方>

障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けられております(同法第88条第1項)。今般の法改正により、学齢期の児童デイサービスは児童福祉法に基づくサービス(放課後等デイサービス)に所管替えとなり、第3期障害福祉計画では直接取り扱うサービスではなくなったことから、参考としての見込量表記となっているところです。この上で、障がい児に係る通所サービスのニーズの高さは認識しているところであり、第3期障害福祉計画としては、参考数値ながらも児童デイサービスの後継サービスの推移を適切に把握していく考えであります。加えて、市として、従前どおり必要な対応を行う環境を整えていきたいと考えております。

※パブリックコメント実施時の素案と本計画の各章節の番号は異なります。

# 苫小牧市障害福祉計画

---

平成24年2月

発行：苫小牧市保健福祉部社会福祉課  
〒053-8722 苫小牧市旭町4-5-6  
TEL 0144-32-6111(代表)  
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>



